

限度額適用認定証の更新には申請が必要です！

平成29年8月～平成30年7月の間に申請された「限度額適用認定証」(以下：認定証)の有効期限は、最長で平成30年7月末までとなっています。

認定証は申請した後、交付を受けて、医療機関へ提示した月から適用されます。8月からの認定証が必要な人は、8月中に交付手続きをしましょう。

◆申請に必要なもの

- 申請に来る人の印鑑
- 申請に来る人・受診する人のマイナンバーがわかるもの
- 申請に来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 受診する人の保険証

☆後期高齢者医療制度に加入していて、すでに認定証を持っている人には、保険証送付時に、認定証を同封しています。

※保険証発送後から7月末申請の場合は別々に送付

◆認定証を使うとどうなる？

認定証を医療機関で提示すると、医療費は自己負担限度額(以下：限度額)までの窓口負担になります(入院時の食事代や差額ベッド代、保険がきかない医療費等は対象外)。

※認定証の交付を受けずに医療費が高額になった場合、一旦、医療費(1～3割分)を窓口負担していただき、申請をすることで限度額を超えた分を「高額療養費」として支給します。

※限度額は世帯の所得・年齢によって異なります

※国保税に未納がある場合は、認定証の交付ができません



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

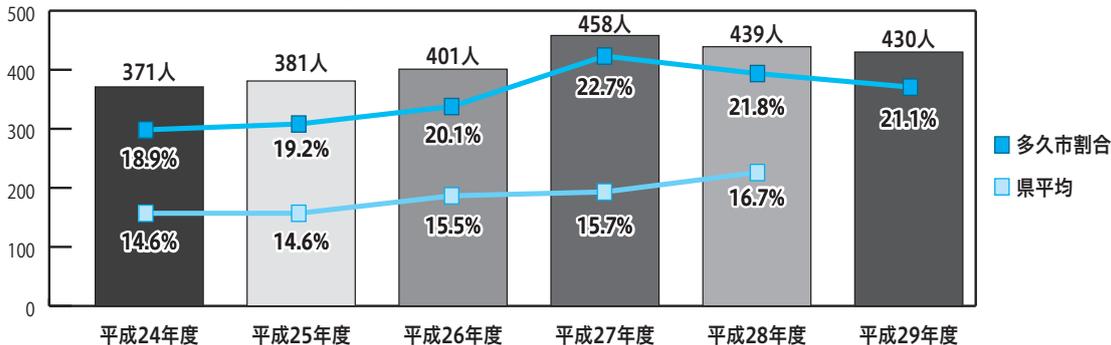
自分の健診結果から生活を見直し健康を守りましょう

今回はメタボの概要をお伝えしました。今回も引き続きメタボのことを考えてみましょう。

多久市のメタボの割合は県内1位！

特定健診が始まった平成20年度以降、増加の一途だったメタボ該当者の割合は、平成28年度から少しずつ減少しはじめました。しかし、県全体で見ると多久市の割合は突出しており、県内順位は連続してワースト1位になっている状態です。

■メタボリックシンドローム該当者の推移(人数)



内臓脂肪が増えるとうなる？

血糖を下げる“インスリン”というホルモンの働きを阻害する内臓脂肪が増えると、すい臓から必要以上にインスリンを出すこととなります。この状態が長く続くと、インスリンが出にくくなり、糖尿病を発症。その後、自覚症状がないまま、数年を経て血管に変化が起きてしまい、心筋梗塞や脳梗塞を発症してしまうこととなります。

ある日“突然”発症する病気と思われがちですが、このような積み重ねで発症する病気なのです。

ある日“突然”発症しないよう、健診結果から生活を見直し、健康を守りましょう！

問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355